

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県所沢市大字上安松千三百二十五番地の一

株式会社TアンドK

二 指定年月日

令和四年十一月二十二日